

平成23年度
あおもりの
農村整備

青森県

元気あふれる自主自立の 農業・農村の創造を目指して

青森県では、我が国有数の食料供給県としての地位を確固たるものにするため、農林水産物の生産、加工食品の製造、流通・販売、料理の提供まで含めた「食」に関する全ての産業を「食産業」と位置付け、「攻めの農林水産業」を軸に、生産から加工・販売まで結びつけた6次産業化を進め、生産者や農業関係者の所得アップを図っています。

農業農村整備は、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、安全・安心な食料を安定的に供給するための農業生産基盤づくりや農業水利施設の長寿命化、農業・農村の多面的機能の発揮に向けた農村の地域資源の適切な保全管理や農村生活環境の整備などを図ることにより、「元気あふれる自主自立の農業・農村の創造」を目指していくこととしています。



整備されたほ場での田植え作業
第2 鬼檜地区（弘前市）
おになら



指久保ダム
さしくほ
指久保地区（十和田市）



古淵堰頭首工と魚道の整備
こぶちげき
 古淵堰地区（十和田市）



南谷地幹線排水路
かみきた
 上北地区集落基盤整備事業（東北町）



農地・水保全管理支払交付金による長寿命化対策
なかざわ みどり
 中沢地域水土里保全隊（蓬田村）

CONTENTS

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 青森県の概要 | 1 |
| 2 | 青森県の農業・農村の概要 | 3 |
| 3 | 攻めの農林水産業の推進 | 7 |
| 4 | 青森県農業農村整備の展開方向 | 9 |
| | (1) 趣旨 | 9 |
| | (2) 施策体系 | 9 |
| | (3) 具体的な方向性 | 10 |
| 5 | 環境公共 | 15 |
| | (1) あおもり環境公共推進基本方針 | 15 |
| | (2) 「環境公共」の取組事例 | 17 |
| | (3) 「環境公共」の情報発信 | 18 |
| 6 | その他の取組 | 19 |
| | (1) 中山間地域等直接支払交付金 | 19 |
| | (2) 新たな基盤整備技術の確立 | 20 |
| 7 | 県の予算 | 22 |
| 8 | 事業負担区分一覧 | 24 |
| 9 | 機構図 | 27 |

表紙写真：緊急農地集積加速化整備事業により整備されたほ場における田植え作業（上小国地区：外ヶ浜町）

1 青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相対し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では奥羽本線、東北新幹線と乗り継いで約3時間40分、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,644km²（全国第8位）で全国の2.5%を占めていますが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地 勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気 象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

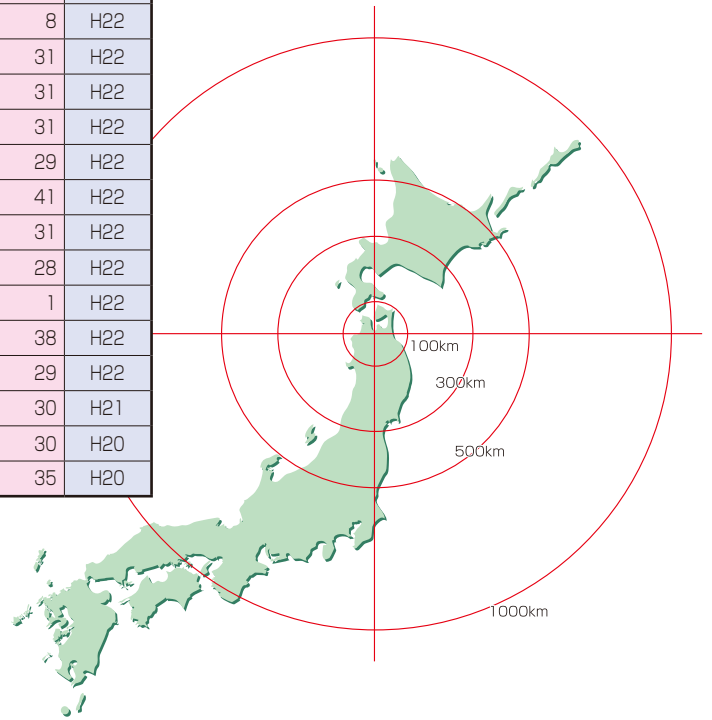
冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

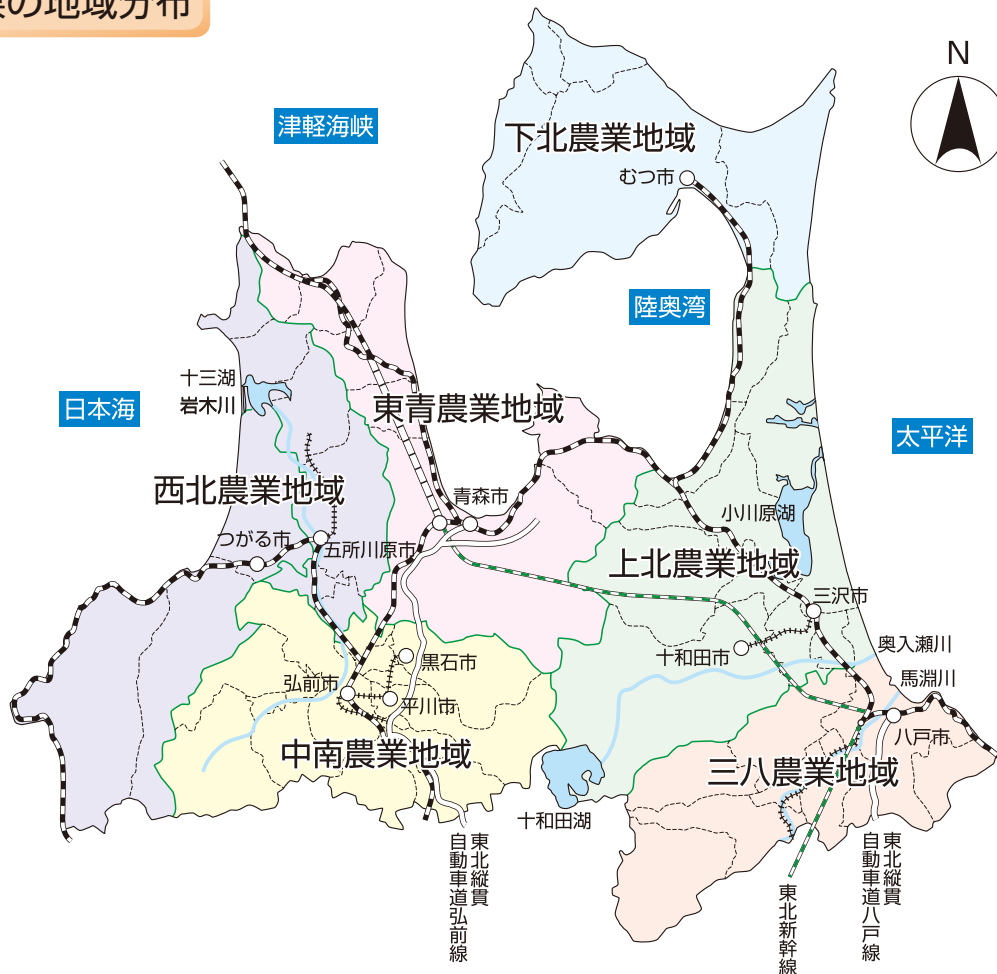
数字で見る青森県

| 項目 | 単位 | 青森県 | 全国 | 全国比(%) | 順位 | 調査年 |
|-------------|-------------------|--------|-----------|--------|----|-----|
| 総面積 | km ² | 9,644 | 377,950 | 2.6 | 8 | H22 |
| 総人口 | 千人 | 1,373 | 128,056 | 1.1 | 31 | H22 |
| 年齢別構成 | 0～14歳 | 12.4 | 13.2 | — | 31 | H22 |
| | 15～64歳 | 62.0 | 63.7 | — | 31 | H22 |
| | 65歳以上 | 25.6 | 23.1 | — | 29 | H22 |
| 人口密度 | 人/km ² | 142 | 343 | — | 41 | H22 |
| 世帯数 | 千世帯 | 502 | 51,040 | 1.0 | 31 | H22 |
| 就業者数 | 千人 | 638 | 58,295 | 1.1 | 28 | H22 |
| 就業構成 | 第1次 | 12.5 | 4.2 | — | 1 | H22 |
| | 第2次 | 21.1 | 24.2 | — | 38 | H22 |
| | 第3次 | 66.4 | 71.6 | — | 29 | H22 |
| 事業所数 | | 70,021 | 6,356,329 | 1.1 | 30 | H21 |
| 県(国)内総生産 | 十億円 | 4,475 | 492,067 | 0.9 | 30 | H20 |
| 1人当たり県(国)所得 | 千円 | 2,369 | 2,756 | — | 35 | H20 |

(資料：国勢調査、経済センサス 総務省
国民経済計算確報、県民経済計算 内閣府)



青森県の地域分布



2 青森県の農業・農村の概要

(1) 農業の状況

ア 青森県の農業産出額上位5品目（平成21年）

単位：億円

| 順位 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 品目 | りんご | 米 | 豚 | ブロイラー | 鶏卵 |
| 産出額 | 617 | 523 | 239 | 180 | 155 |

（出典：農林水産省統計部 生産農業所得統計）

イ 食料自給率（平成20年度確定値）

単位：%

| 全国順位 | 都道府県名 | カロリーベース |
|------|-------|---------|
| 1 | 北海道 | 210 |
| 2 | 秋田県 | 176 |
| 3 | 山形県 | 133 |
| 4 | 青森県 | 121 |
| 5 | 佐賀県 | 107 |
| 6 | 岩手県 | 106 |
| 7 | 新潟県 | 99 |
| 8 | 鹿児島県 | 91 |
| 9 | 福島県 | 85 |
| 10 | 宮城県 | 76 |

（出典：農林水産省HP「食料自給率の部屋」）



県産品PR用イメージキャラクター「決め手くん」

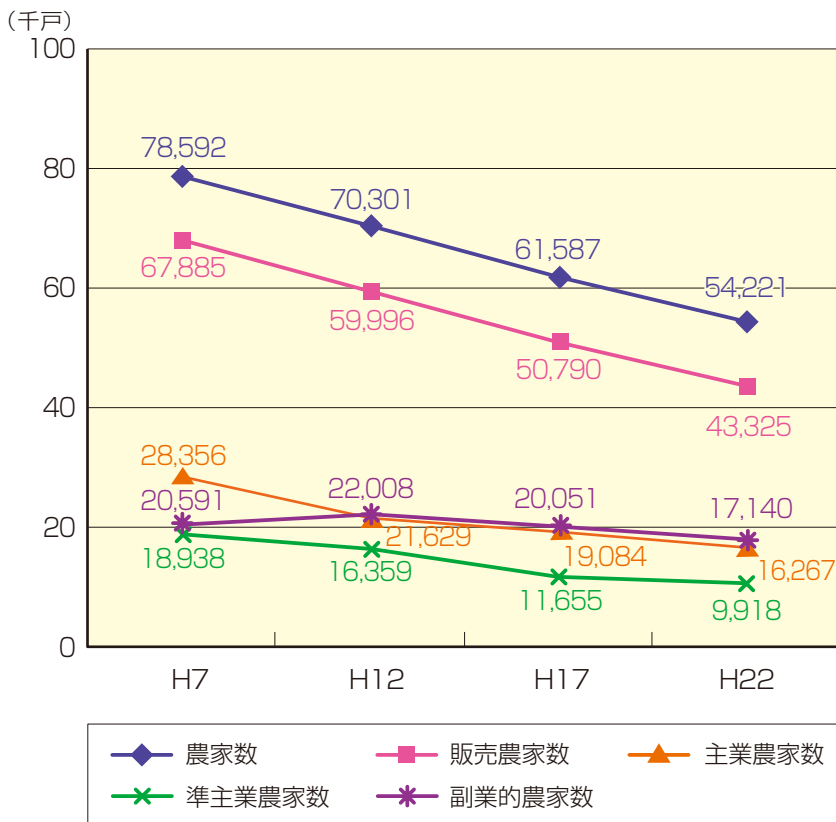
ウ 農産物の全国ランキング（平成21年）

| | | | |
|----|----------------------|-----|-------------|
| 1 | りんごの収穫量 | 第1位 | (457,300トン) |
| 2 | ながいもの収穫量 | 第1位 | (59,500トン) |
| 3 | にんにくの収穫量 | 第1位 | (14,200トン) |
| 4 | ごぼうの収穫量 | 第1位 | (53,400トン) |
| 5 | あんずの収穫量 | 第1位 | (1,155トン) |
| 6 | フサスグリの収穫量 (カシスなど) | 第1位 | (4トン) |
| 7 | くるみの収穫量 | 第2位 | (38トン) |
| 8 | なたねの収穫量 | 第2位 | (245トン) |
| 9 | 西洋なしの収穫量 | 第3位 | (1,990トン) |
| 10 | ブルーンの収穫量 | 第3位 | (457トン) |

（出典：ピカイチデータ100！ 県統計分析課）

(2) 農家の状況

ア 農家数の推移



(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

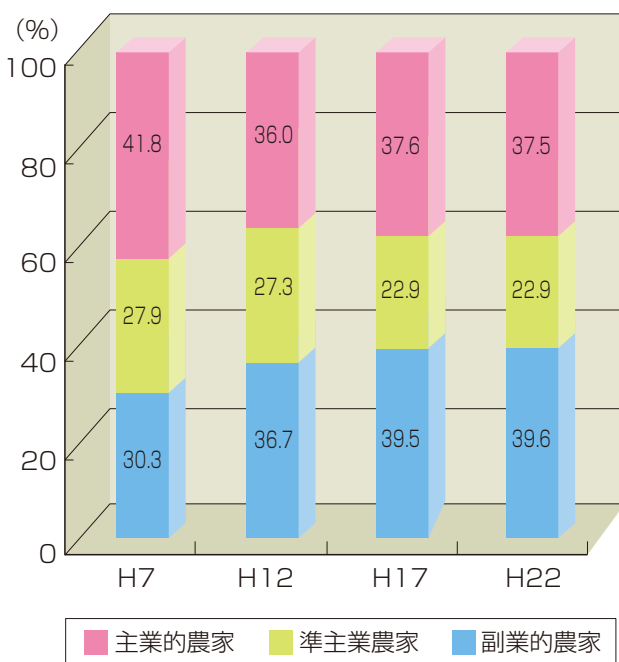
販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家：農外所得が主で年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

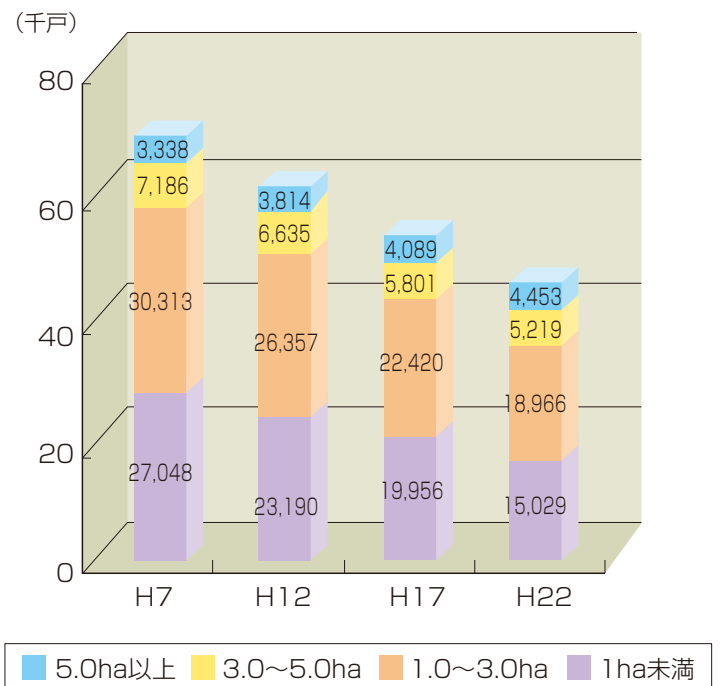
副業的農家：60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家

イ 主副業別農家割合



(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

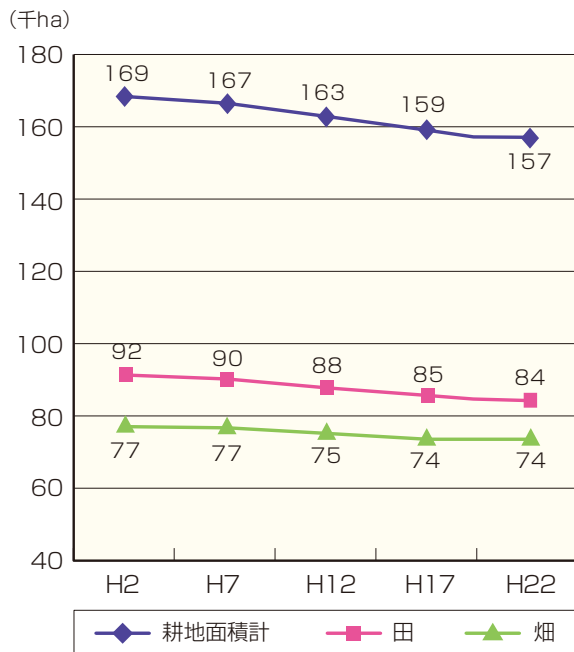
ウ 経営耕地規模別農家数



(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

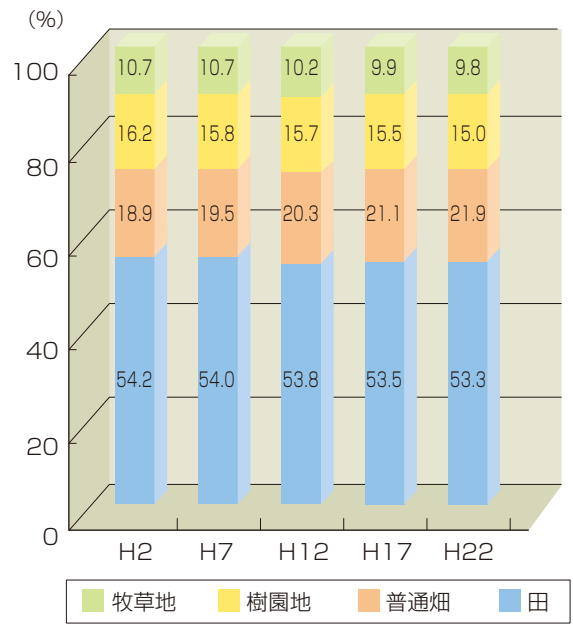
(3) 農地の状況

ア 耕地面積の推移



(出典: 青森農林水産統計年報、農作物統計)

イ 耕地種類別構成比



(出典: 青森農林水産統計年報、農作物統計)

(4) 農地の整備状況

ア 水田の整備状況

| 地域 | 水田面積 ① | H22まで整備済面積 (20a以上) ② | 左の内訳 | | H22まで整備済面積 (20a未満) ⑤ | 未整備面積 ⑥=①-②-⑤ |
|-----|-----------|-------------------------|----------------|----------------|-------------------------|------------------|
| | | | 30a以上 ③ | 30a未満20a以上④ | | |
| 東青 | 8,856 | 5,770 (65.2%) | 4,846 (54.7%) | 923 (10.4%) | 833 (9.4%) | 2,254 (25.4%) |
| 中南 | 12,572 | 9,199 (73.2%) | 7,240 (57.6%) | 1,960 (15.6%) | 3,069 (24.4%) | 303 (2.4%) |
| 三八 | 8,330 | 2,503 (30.0%) | 1,429 (17.2%) | 1,074 (12.9%) | 2,621 (31.5%) | 3,207 (38.5%) |
| 西北 | 28,770 | 22,679 (78.8%) | 20,603 (71.6%) | 2,075 (7.2%) | 721 (2.5%) | 5,371 (18.7%) |
| (北) | 14,270 | 11,755 (82.4%) | 9,932 (69.6%) | 1,823 (12.8%) | 715 (5.0%) | 1,800 (12.6%) |
| (西) | 14,500 | 10,924 (75.3%) | 10,671 (73.6%) | 252 (1.7%) | 6 (0.0%) | 3,571 (24.6%) |
| 上北 | 23,404 | 12,233 (52.3%) | 7,823 (33.4%) | 4,410 (18.8%) | 4,664 (19.9%) | 6,507 (27.8%) |
| 下北 | 1,698 | 693 (40.8%) | 305 (18.0%) | 388 (22.9%) | 241 (14.2%) | 764 (45.0%) |
| 県計 | 83,630 | 53,076 (63.5%) | 42,246 (50.5%) | 10,830 (13.0%) | 12,149 (14.5%) | 18,405 (22.0%) |

注) 1) 整備済面積は「第2次水田整備状況調査(平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～22年度までの整備実績を加算し、整備済地域のかい廃は考慮していない。

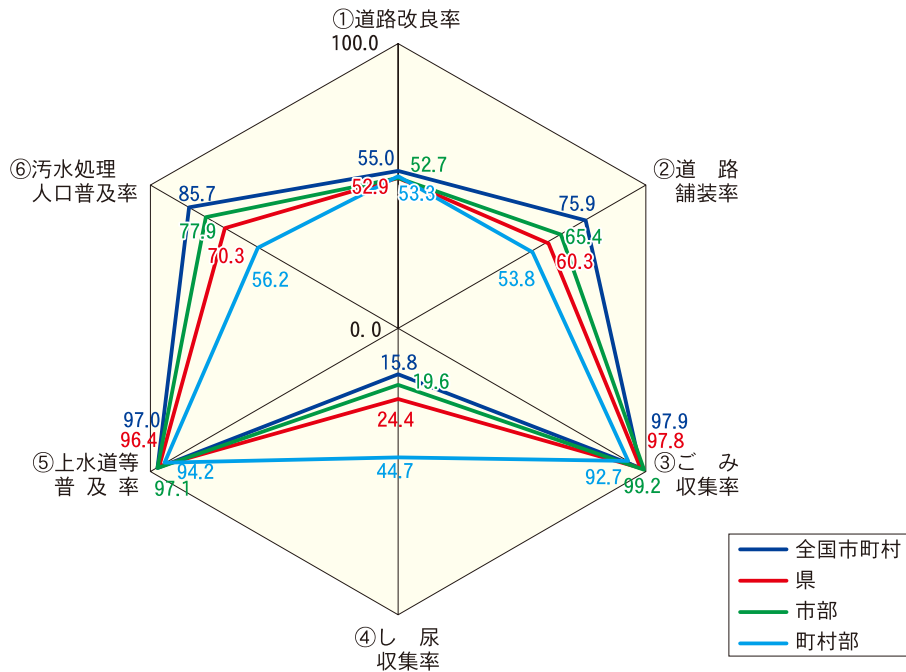
2) 水田面積は「農林水産省作物統計 面積調査」による。

イ 大区画水田の整備状況

| 区分 | H2～H8まで | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | 計 |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 50a以上1ha未満 | 713 | 84 | 142 | 163 | 156 | 78 | 127 | 88 | 42 | 5 | 0 | 4 | 2 | 13 | 12 | 1,629 |
| 1ha以上 | 507 | 257 | 87 | 226 | 156 | 87 | 52 | 70 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 13 | 1,490 |
| 計 | 1,220 | 341 | 229 | 389 | 312 | 165 | 179 | 158 | 69 | 5 | 0 | 4 | 2 | 21 | 24 | 3,118 |

(5) 農村の整備状況

ア 市部と町村部の生活環境施設の整備状況



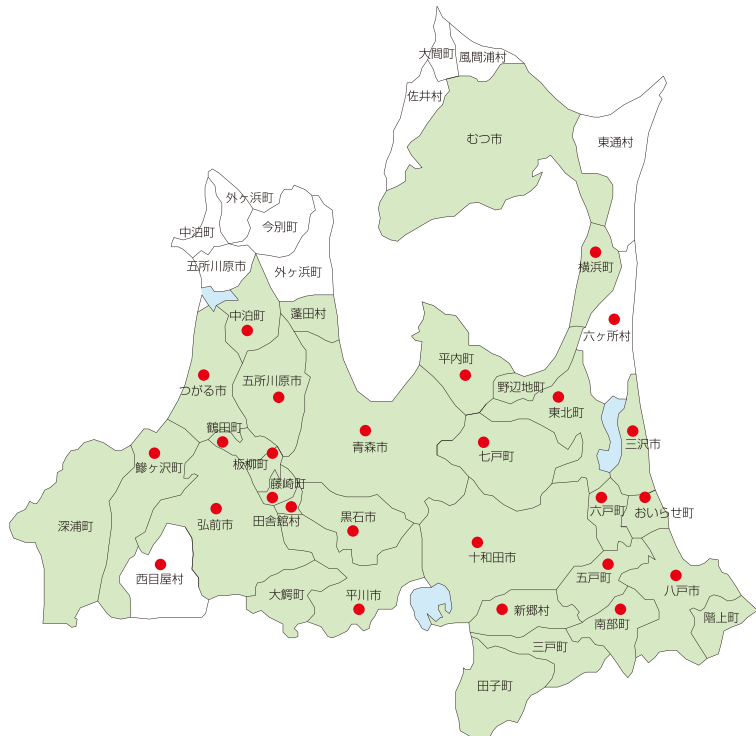
資料：
 全国市町村「公共施設状況調（平成17年度）」総務省
 県、市部、町村部「平成20年度市町村公共施設状況調査」県市町村振興課
 汚水処理施設普及率「平成21年度末の汚水処理人口普及状況について」国土交通省

イ 農村振興総合整備事業と農業集落排水事業の実施状況

- 平成22年度までの農村振興総合整備事業実施市町村 (完了地区数：106地区※)
- 平成22年度までの農業集落排水事業実施市町村

| | |
|--------|---------|
| 実施市町村数 | 26 |
| 対象集落数 | 382 |
| 計画戸数 | 38,798 |
| 計画人口 | 165,902 |
| 供用戸数 | 24,961 |

(平成23年3月31日末現在)



※ 完了地区数には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）の完了地区数を含む。

3 攻めの農林水産業の推進

新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」

青森県では、平成16年度から農林水産業の振興策として、消費者が求める安全・安心で良質な農林水産物やその加工品を生産し、強気に売り込んでいく販売重視の「攻めの農林水産業」を展開してきました。

これまでの取組により、国内大手量販店での県産品の取扱品目や販売金額が大幅に伸びるなど着実な成果が現れてきているものの、輸入農産物の増大や激化する産地間競争など、新たな環境の変化が生じています。

そこで、これらの課題に的確に対応し、次代を勝ち抜いていくため、「攻めの農林水産業」の更なるグレードアップを目指し、新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、推進しています。

農林水産業を取り巻く環境

厳しい販売環境

- 消費の多様化
- 大量の農林水産物の輸入
- 産地間競争の激化
- 安全・安心な「食」への消費者ニーズの高まり

新たな環境変化

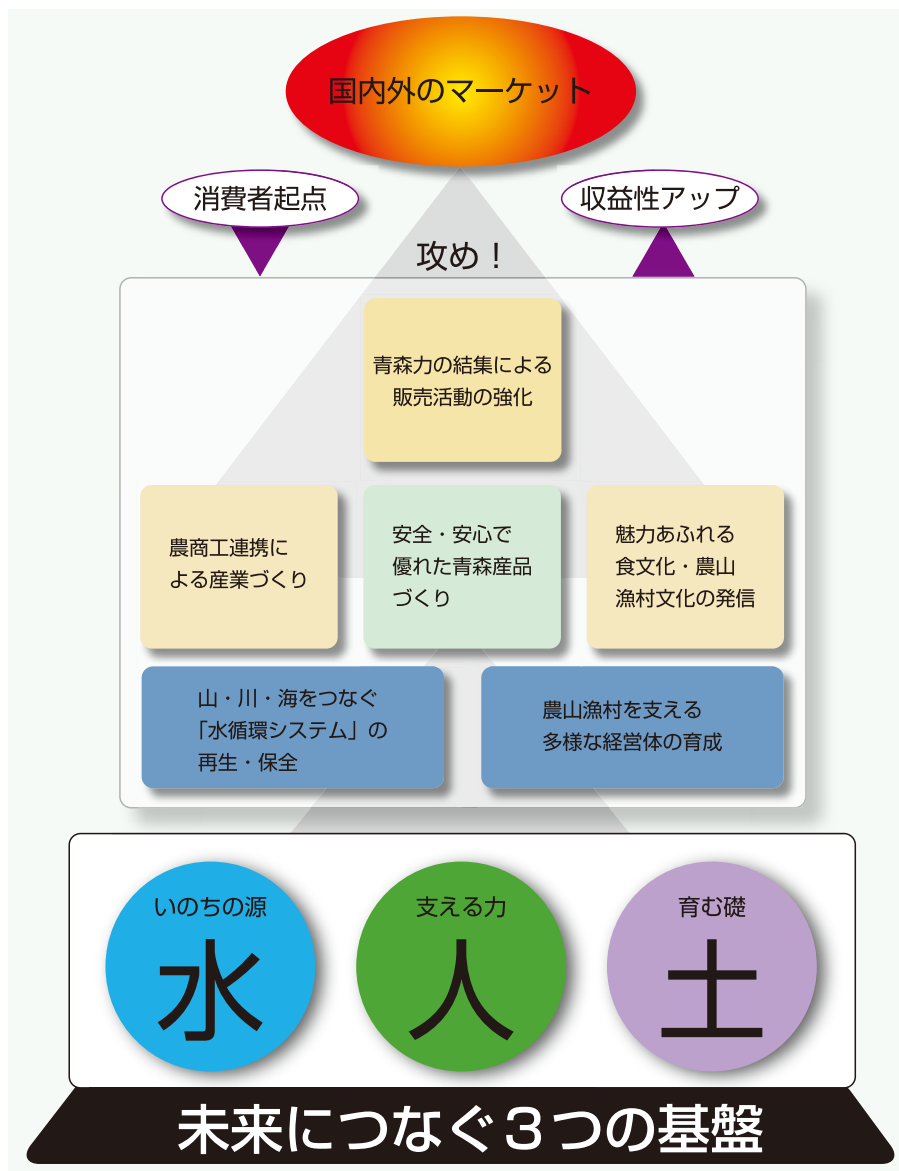
- 燃油・肥料等の価格の高騰
- 世界的な穀物価格の高騰
- 人口減少社会への移行
- 地球温暖化

「攻めの農林水産業」のグレードアップ

<グレードアップのポイント>

- ① 取り組むべき事項をより具体的に示すことで方向性を明確化
- ② 販売対策では、消費者視点での商品力アップと民間団体の結集による販売力の強化、地産地消の取組の拡大
- ③ 生産対策では、「いいモノづくり」の強化、食料自給率向上対策、地球温暖化や肥料・資材高騰への対応を新たに追加
- ④ 基盤づくりとして「環境公共」を新たに位置づけ
- ⑤ 地域の農地や雇用の受け皿ともなる集落営農組織の法人化・企業化など農山漁村を支える担い手対策や女性の起業化の強化
- ⑥ 東北新幹線全線開業効果を活かした情報発信とグリーン・ツーリズムの強化
- ⑦ 県産農水産物を活用した食品加工や豊富なバイオマスを活用した新たな産業づくりを強化

攻めの農林水産業のイメージ



平成21年度からの「攻めの農林水産業」については、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、生産から流通・販売までを結び付け、収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視する振興策と位置づけ、次の6本の施策を柱にして各種施策を展開しています。

- (1) 青森力の結集による販売活動の強化
- (2) 安全・安心で優れた青森産品づくり
- (3) 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- (4) 農山漁村を支える多様な経営体の育成
- (5) 魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信
- (6) 農商工連携による産業づくり

4 青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備では、農地や農業用排水路などの農業生産基盤及び農業集落道路や農業集落排水処理施設などの農村生活環境基盤を整備し、これらの施設を適切に維持管理することにより、食料の生産・供給だけではなく、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などを図ってきました。

しかし、今日の農業・農村を取り巻く情勢は、国際化の進展や人口減少、少子・高齢化の急激な進行などを背景に大きく変化しています。

そのため、こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の中期的展開方向を明らかにするために、「あおり水土里づくり推進プラン（H21.2）」を策定しており、「食料の安定供給の確保」と「農業・農村の多面的機能の発揮」を柱に、効果や効率性などの多角的な視点により施策を展開していきます。

ア 「食料の安定供給の確保」に向けて

食料の安定供給の確保のためには、担い手を中心とする戦略的な農業の展開が必要です。

このため、農業農村整備の展開に当たっては、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積や担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

また、食料の生産に不可欠な農業用水の確保については、既存の農業水利施設の有効利用の観点から、施設の長寿命化の取組を推進します。

イ 「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村は、食料の安定供給のほか、県土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を持っています。

しかし、農村地域の過疎化や高齢化、混住化の進展等により、集落機能や農村の活力・地域防災力が低下し、多面的機能の維持が困難になっています。

このため、多面的機能の発揮に向けて、多様な主体による新たな地域コミュニティを構築し、農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、農村生活環境の整備、農地等の防災対策、田園自然環境の整備などの取組により、活力ある安全・安心な農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積の推進

(ア) 取組内容

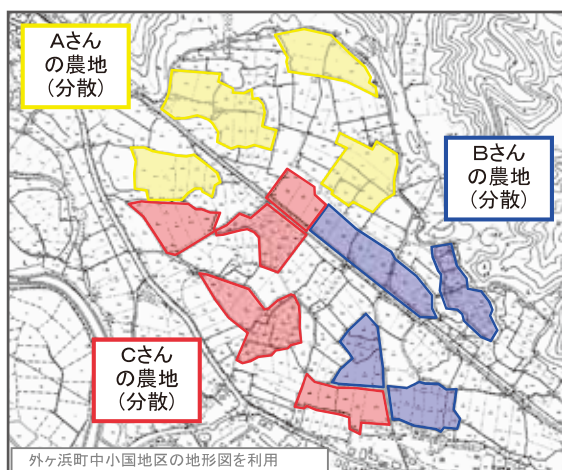
● 基盤整備を契機とした農地の面的集積の推進

県内農業の一層の体質強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機に担い手に対して面的なまとまりのある形での農地の集積を促進します。

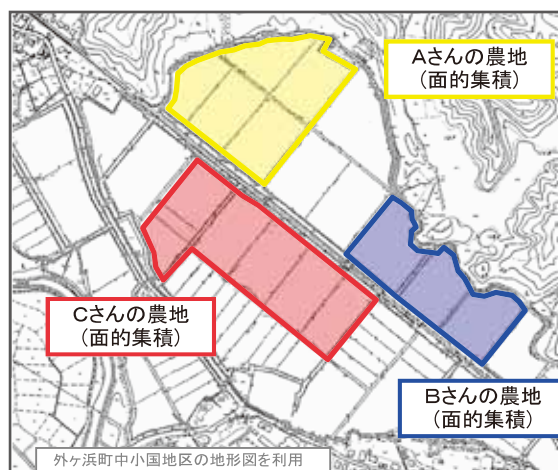
これにより、食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用が図られ、ぜい弱化した農業生産構造の改革が加速化されます。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が面的に集積され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 取組事業

● 経営体育成基盤整備事業



緊急農地集積加速化整備事業
ちびき
地引地区 (南部町、H23～28)

● 緊急農地集積加速化整備事業 など



緊急農地集積加速化整備事業
かみおぐに
上小国地区 (外ヶ浜町、H20～24)

イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

●担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の面的集積の促進や、水田経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

●地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手が中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど、地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備*、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

*段階的整備……営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 取組事業

●経営体育成基盤整備事業

●畑地帯総合整備事業

●農道整備事業 など



畑地帯総合整備事業
びょうぼん
屏風山地区（つがる市）



緊急農地集積加速化整備事業
かみおぐに
上小国地区（外ヶ浜町）



経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型）
かねひら さんぼんやなぎ
兼平・三本柳地区（弘前市）



一般農道整備事業
うちやま
内山地区（平川市）

ウ 農業水利施設のストックマネジメントの推進

(ア) 取組内容

● 農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が315施設あります。内訳は、水路が241路線（延長約640km）、ダム・頭首工・揚水機場等が64箇所、ため池が10箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,200億円に及んでいます。

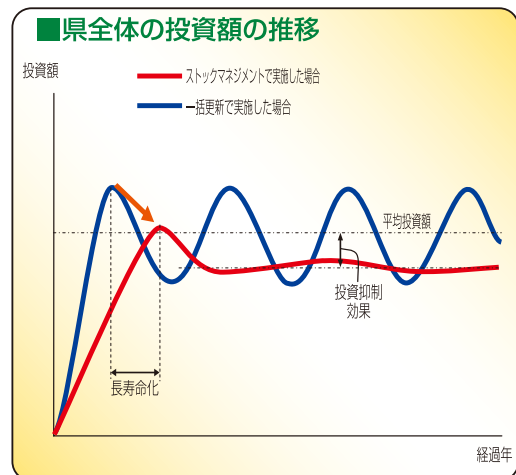
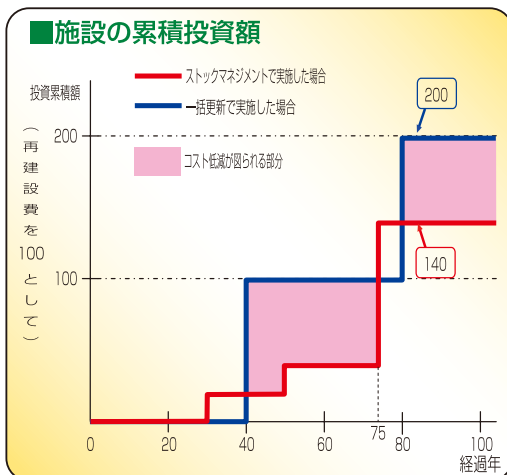
しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

(イ) 取組事業

● 基幹水利施設ストックマネジメント事業 など

ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

工 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保全管理の推進

農業者や土地改良区だけではなく、地域住民、NPO等の多様な主体の参画を促進し、農村協働力（農業生産面での相互補完、水路清掃等の共同活動など）を活用した地域ぐるみの農地、農業水路などの機能の維持・保全活動や、農村環境保全活動への支援に取り組みます。

また、農地周りの農業水路などの補修・更新等を計画的に行う、長寿命化のための活動への支援にも取り組みます。

(イ) 取組事業

● 農地・水保全管理支払交付金 など

県内の取組状況

| 管内 | 活動 組織数 | 協定面積 (ha) | | | |
|----|-----------|-----------|-------|-----|--------|
| | | 水田 | 畑 | 草地 | 計 |
| 東青 | 38 | 3,614 | 105 | 0 | 3,719 |
| 中南 | 82 | 4,782 | 1,035 | 0 | 5,817 |
| 三八 | 65 | 1,293 | 761 | 37 | 2,091 |
| 西北 | 140 | 15,906 | 2,152 | 0 | 18,058 |
| 上北 | 51 | 2,840 | 297 | 424 | 3,561 |
| 下北 | 4 | 17 | 61 | 53 | 131 |
| 合計 | 380 | 28,452 | 4,411 | 514 | 33,377 |

農村地域資源の維持・保全活動



草刈り

かたぎし
片岸環境保全隊（南部町）

農村環境保全活動



排水路の生き物調査

かっち
甲地地域水土里保全隊（東北町）

農村地域資源の長寿命化活動



ため池の堤体補修

こもつち
菰植保全会（つがる市）



掛樋の改修

おくない
奥内環境と自然を守る会（青森市）

オ 活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

●農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

●田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

●農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに、県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 取組事業

●集落基盤整備事業

●農業集落排水事業

●ため池等整備事業

●中山間地域総合整備事業

●農業水利施設魚道整備促進事業

●地すべり対策事業 など



農業集落排水事業
みずもと
水元地区（鶴田町）



中山間地域総合整備事業
はしかみ
階上地区（階上町）



ため池等整備事業
やましろ
山城地区（青森市）



農業水利施設魚道整備促進事業
おいらせがわ
奥入瀬川地区（十和田市）

5 環境公共

(1) あおもり環境公共推進基本方針

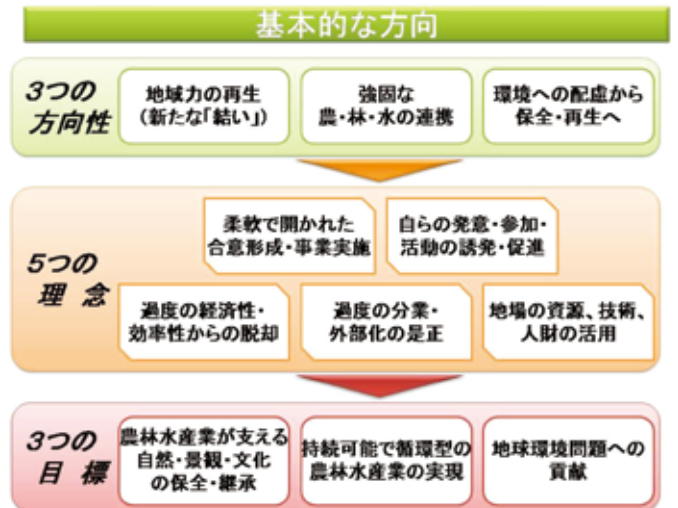
農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



環境公共の概念



環境公共の基本的方向



環境公共の基本的方向
(地域力の再生（新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生（新たな「結い」）を実現

強固な農・林・水の連携



環境公共の基本的方向
(強固な農・林・水の連携)

- 農業・林業・水産業の分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

環境への「配慮」から「保全・再生」へ



環境公共の基本的方向
(環境への「配慮」から「保全・再生」へ)

- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ、生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生

実施手法「地区毎の手続き・体制」



環境公共の実施手法

- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、事業構想の策定や地区環境公共推進協議会の設立などの新たな手続きや体制を追加

(2)「環境公共」の取組事例

～ ほ場整備を契機とした収益性向上と地域活性化 ～

かみおぐに

上小国地区【緊急農地集積加速化整備事業】外ヶ浜町

本地区では、ほ場の大区画化や汎用化を進め、これを契機に設立した農事組合法人がニンニクなどの高収益性作物の栽培や、コメ粉パンの加工・販売に取り組んでいます。

また、農業者や町内会などから構成された「地区環境公共推進協議会」では、地区内のため池をビオトープとして活用し、子供たちと一緒に水生生物の保全活動を行っています。

このように、経営体による収益性向上と、協議会等による地域資源の保全管理の両輪により地域活性化を目指しています。



農事組合法人「上小国ファーム」によるニンニクの栽培



上小国地区環境公共推進協議会が中心となったビオトープでの保全活動

～ 農業の再生と環境との共存 ～

きたみさわ

北三沢地区【緊急農地集積加速化整備事業】三沢市

ほとけぬま

仏沼地区【湛水防除事業】三沢市

本地区では、ほ場の大区画化・汎用化や排水機場の改修により、地域に点在する水田を集約化し、効率的な農業経営の確立を目指しています。

本地区には、絶滅危惧種のオオセッカなどの飛来地としてラムサール条約に登録された仏沼湿地が隣接していることから、農業者に加え、NPOや農協などが参加した「地区環境公共推進協議会」では、オオセッカなどの生息環境の支援や保全活動を支援するなど、農業と環境の共存を目指しています。



仏沼湿地の北西部に広がるほ場整備実施地区



ポンプ場の改修による排水条件の向上

(3)「環境公共」の情報発信

「環境公共」の一層の普及・拡大を図るため、“あおもり発！地域づくりの新しいかたち「環境公共」”として県内外に発信しています。

ア 「環境公共学会」の設立

本学会では、「環境公共」の取組の環をさらに広げながら、安全・安心で優れた農林水産物を生産する農山漁村を将来に引き継いでいくことなどを目指して、県内各地の取組や関連情報などをホームページなどを活用して県内外に発信しています。



環境公共学会のホームページ

URL <http://www.npo-afs.jp/kankyokoukyo-gakkai/>



環境公共学会の設立総会（H23.3.28）

会長：世永星（環境公共コンシェルジュ）

事務局：青森県農林水産部農村整備課

イ 「環境公共」ロゴマークの作成

県では、平成23年7月に「環境公共」のロゴマークを作成しました。

ロゴマークは、山吹色の丸が「光り輝く太陽」を表し、一筆書きで双葉が太陽の光を浴びて、楽しげに、おおらかに伸びゆく様子を表しています。

また、ブルーの色彩で「空と海」を、グリーンで「大地」を表現するとともに、グラデーション効果により、「時の流れ」をイメージさせ、「環境公共」が未来へ続いていくことをアピールしています。



TV番組の収録に、ロゴマーク入りのバックボードを使用



ロゴマーク入りのぼり旗の設置による「環境公共」のPR

6 その他の取組

(1) 中山間地域等直接支払交付金

ア 目的

農業・農村には、食料を生産するだけでなく、災害の防止や安らぎの場の提供など、いわゆる「多面的機能」があります。

しかし、中山間地域（一定要件以上の傾斜地）では、平地に比べ各種条件が不利なことから、耕作放棄の発生などにより「多面的機能」の低下が心配されています。

そこで、このように農業生産の条件が不利な中山間地域の農地を耕作している農家や生産組織に交付金を直接支払い、健全な農地、農村を守っていかうというものです。

イ 取組内容

耕作放棄地の増加や多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、集落協定や個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動等を支援します。

平成22年度からは、中山間地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところです。

ウ 取組状況

本制度は平成12年度に開始され、平成23年度は31市町村、約1万1千haの農地でこの制度に取り組み、直接的効果である「農地の保全」や「多面的機能の確保」の他にも、共同利用機械の購入や認定農業者等の育成、地域の芸能・祭りなどによるコミュニケーション機能の活性化など、中山間地域の集落機能の活性化に取り組んでいます。

《平成23年度の取組状況》

| 管内 | 活動協定数 | 交付面積 (ha) | 交付金額 (千円) |
|----|-------|-----------|-----------|
| 東青 | 35 | 782 | 64,586 |
| 中南 | 140 | 4,168 | 339,740 |
| 三八 | 197 | 3,135 | 274,336 |
| 西北 | 144 | 1,872 | 187,079 |
| 上北 | 58 | 1,036 | 96,291 |
| 下北 | 7 | 70 | 5,055 |
| 合計 | 581 | 11,063 | 967,087 |



集落協定の直売所



ハウスの設置状況

(2) 新たな基盤整備技術の確立

「攻めの農林水産業」を下支えする農業生産基盤づくりを着実に推進するため、水田輪作体系の導入に向けた「地下かんがいシステム」や畑作物の品質の向上・単収を増加させる「深暗渠」、低コストで水田の基盤整備が可能となる「反転均平工法」の導入などの新たな基盤整備技術の確立に取り組んでいます。

ア 地下かんがいシステム

「地下かんがい」とは、通常より暗渠を密に配置し、地表水や地下水の排水機能を向上させるとともに、暗渠管を通じて地下から水を供給し、土壌中の水分をコントロールするかんがい方式で、土壌中の水分を適切な状態にコントロールすることにより、水稻栽培時における水管理に要する時間の削減と転作時における小麦や大豆等の収量の増加が期待されます。

平成21年度は、地下かんがいシステムを整備した実証ほ場において、乾田直播による水稻の試験栽培を実施し、出芽・苗立ちが向上することを確認しました。

平成22年度は、同じほ場で大豆の試験栽培を実施し、単位面積当たりの収量が増加することを確認しました。

平成23年度は、「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」を実施する2地区(17ha)で、同システムを導入する予定です。



大豆の生育状況

写真左：地下かんがいシステムを整備したほ場（実証ほ場）

写真右：地下かんがいシステムを整備していないほ場（対照ほ場）

《収量調査結果 大豆》

| 区分 | 品種 | コンバイン収量 | |
|------|------|------------|-------|
| | | 数量(kg/10a) | 比率(%) |
| 実証ほ場 | おおすず | 131 | 137 |
| 対照ほ場 | | 96 | 100 |

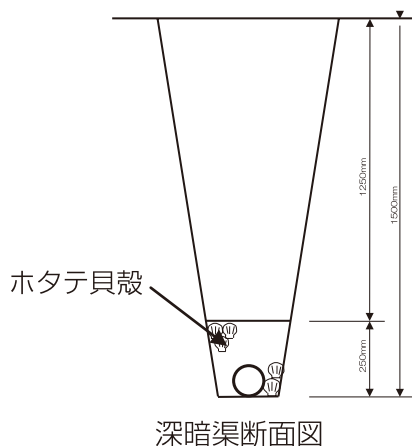
イ 深暗渠

深さ150cmの「深暗渠」による地下水の迅速な排除により、だいこんやながいもなどの畑作物の単収と品質の向上を検証します。

平成21年度は、深暗渠を整備したほ場において、だいこんやはくさい、こかぶの試験栽培を実施し、規格・品質が向上することを確認しました。

平成22年度は、同じほ場でながいもやごぼうの試験栽培を実施し、規格・品質が向上し、単位面積当たりの収量が増加することを確認しました。

平成23年度は、畑地帯総合整備事業等での導入に向けた説明会を開催するなど、普及に向けた取組を行います。



ながいもの栽培状況

《収量調査結果 ながいも・ごぼう》

| 区分 | ながいも | | | | | ごぼう | | | | |
|------|------|-------------|--------|-------------|--------|-----|-------------|--------|-------------|--------|
| | 品種 | 総収量 | | A品収量 | | 品種 | 総収量 | | A品収量 | |
| | | 数量 (kg/10a) | 比率 (%) | 数量 (kg/10a) | 比率 (%) | | 数量 (kg/10a) | 比率 (%) | 数量 (kg/10a) | 比率 (%) |
| 実証ほ場 | 在来種 | 3,098.6 | 119 | 1,767.5 | 128 | 常豊 | 2,069.3 | 154 | 1,964.9 | 154 |
| 対照ほ場 | | 2,595.2 | 100 | 1,378.3 | 100 | | 1,346.2 | 100 | 1,278.7 | 100 |

ウ 反転均平工法

「反転均平工法」とは、従来工法の「①表土を剥ぎ取り、②それを移動・集積し、③表土を戻す」といった工程を省き、その場で表土と基盤土を反転し、整地する工法で、反転耕起を行い、基盤土を乾燥させた後に移動、整地作業を行うため、土壌をこねることが少なく、ほ場の排水が良好となります。

平成21年度は、試験施工を実施し、従来工法に比べ、14.8%のコスト縮減を確認しました。

平成22年度は、実証ほ場で水稻の試験栽培を実施し、水持ち、排水に問題は無く、周辺農地と同等の収量が得られ、良好なほ場が整備されていることを確認しました。

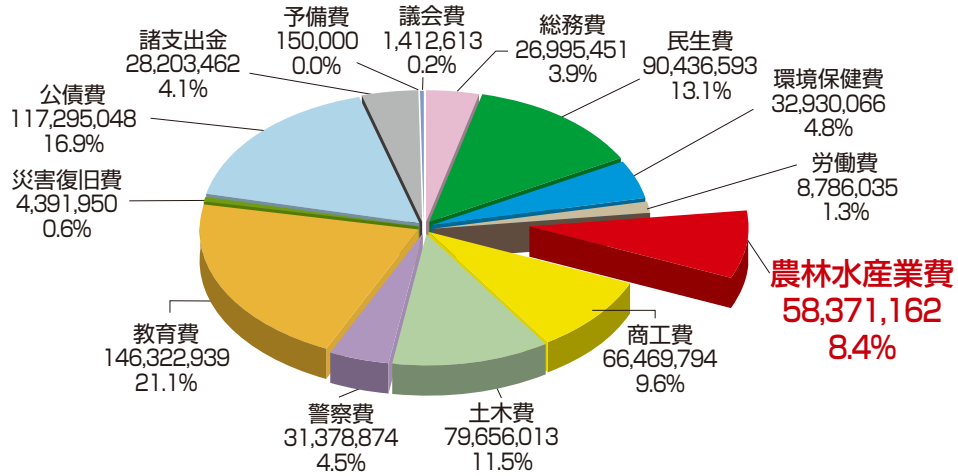
平成23年度は、ほ場整備事業実施地区の60haで、同工法による区画整理を実施します。

《水稻の収量》

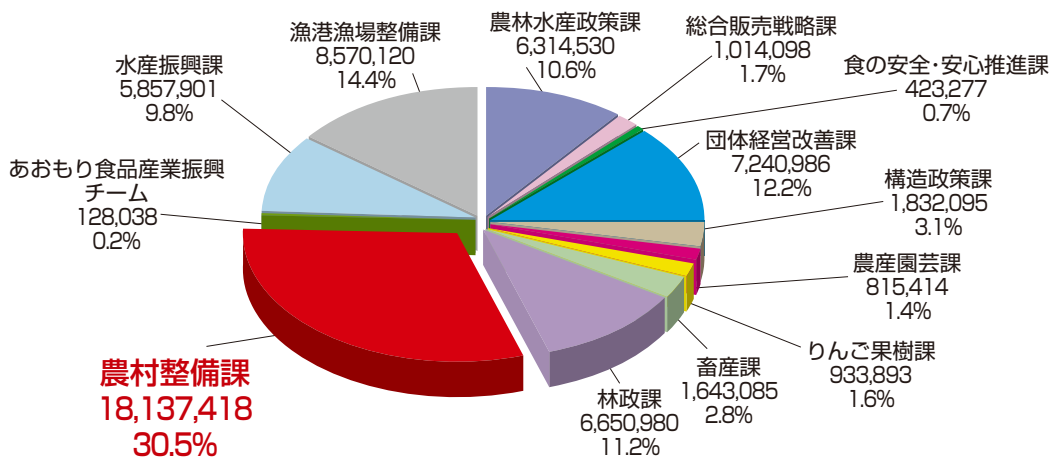
| | | 数量(kg/10a) | 比率(%) |
|------|-------|------------|-------|
| 実証ほ場 | まっしぐら | 663 | 101 |
| 対照ほ場 | | 658 | 100 |

7 県の予算

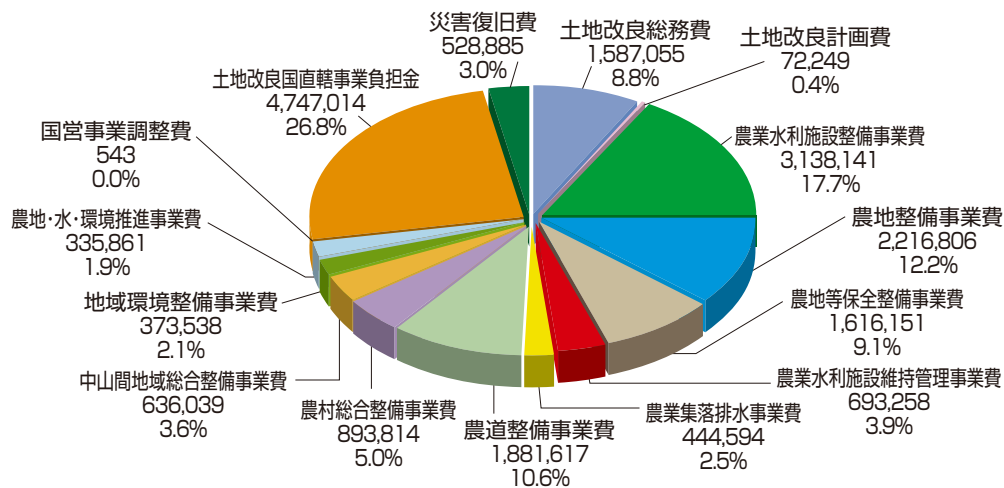
(1) 平成23年度県予算（一般会計：692,800,000千円）



(2) 平成23年度農林水産部予算（一般会計：59,561,835千円）



(3) 農業農村整備事業予算（県予算：18,137,418千円）



平成23年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

| 事業名 | 地区数 | 総事業費 | H22年度まで | H23年度 |
|---------------|----------|-------------------|-------------------|------------------|
| かんがい排水事業 | 2 | 46,200,000 | 35,295,953 | 3,250,000 |
| 国営事業 計 | 2 | 46,200,000 | 35,295,953 | 3,250,000 |

県営事業一覧

単位：千円

| 事業名 | 地区数 | 総事業費 | H22年度まで | H23年度 |
|----------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|
| かんがい排水事業（国営附帯） | 2 | 8,002,691 | 5,720,781 | 689,050 |
| かんがい排水事業（一般） | 4 | 25,517,138 | 23,869,762 | 808,576 |
| かんがい排水事業（排水対策特別型） | 1 | 138,500 | 119,000 | 19,500 |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 1 | 575,462 | 490,947 | 84,515 |
| 畑地帯総合整備事業 | 6 | 8,585,732 | 2,352,259 | 928,772 |
| 広域農業用水適正管理対策事業 | 1 | 40,100 | 5,000 | 6,000 |
| 経営体育成基盤整備事業 | 3 | 1,652,718 | 955,840 | 95,500 |
| 緊急農地集積加速化整備事業 | 8 | 7,339,218 | 987,733 | 1,330,000 |
| 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 | 4 | 445,921 | 0 | 445,921 |
| ため池等整備事業 | 9 | 1,727,222 | 857,832 | 265,840 |
| 温水防除事業 | 2 | 2,363,700 | 1,198,457 | 599,350 |
| 地すべり対策事業 | 3 | 1,240,700 | 774,433 | 82,925 |
| 農業用河川工作物応急対策事業 | 5 | 1,695,300 | 505,357 | 278,150 |
| 水質保全対策事業 | 1 | 157,000 | 30,000 | 97,750 |
| 特定農業用管水路等特別対策事業 | 1 | 64,000 | 10,000 | 23,400 |
| 海岸保全施設整備事業 | 3 | 3,145,475 | 2,695,823 | 50,926 |
| 海岸環境整備事業 | 1 | 4,590,725 | 4,293,215 | 297,510 |
| 広域営農団地農道整備事業 | 4 | 8,772,237 | 4,927,000 | 653,000 |
| 一般農道整備事業 | 11 | 2,965,274 | 1,830,661 | 358,000 |
| 基幹農道整備事業 | 2 | 224,914 | 177,000 | 27,000 |
| ふるさと農道緊急整備事業 | 10 | 1,621,727 | 913,302 | 208,975 |
| 経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型） | 8 | 1,811,208 | 339,200 | 277,000 |
| 集落基盤整備事業 | 4 | 5,113,287 | 3,376,897 | 450,000 |
| 中山間地域総合整備事業 | 4 | 5,289,419 | 2,064,949 | 720,000 |
| 農業水利施設魚道整備促進事業 | 8 | 1,226,422 | 535,788 | 276,893 |
| 環境公共推進モデル事業 | 1 | 55,900 | 54,900 | 500 |
| 効果促進事業 | 43 | 0 | 0 | 3,434 |
| 県営事業 計 | 150 | 94,361,990 | 59,086,136 | 9,078,487 |

団体営事業一覧

単位：千円

| 事業名 | 地区数 | 総事業費 | H22年度まで | H23年度 |
|----------------|-----------|------------------|------------------|----------------|
| 基盤整備促進事業 | 6 | 464,500 | 218,500 | 118,000 |
| 団体営農業集落排水事業 | 6 | 5,970,232 | 2,948,200 | 761,550 |
| 団体営事業 計 | 12 | 6,434,732 | 3,166,700 | 879,550 |

県営事業・団体営事業の合計

単位：千円

| | | | | |
|----------------------|------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 県営事業・団体営事業 合計 | 162 | 100,796,722 | 62,252,836 | 9,958,037 |
|----------------------|------------|--------------------|-------------------|------------------|

※ 「H23年度」は県当初予算額で工事費のみを計上。（ただし、「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」は9月補正後の予算額、「基盤整備促進事業」は工事雑費を含む）

※ 「H22年度まで」は、事務費を除いた事業費（工事雑費を含む）を積み上げた額。

8 事業負担区分一覧

| 展開方向 | 事業名 | 採 択 基 準 | 事業主体 | 負 担 区 分 | | | 摘 要 |
|---------------------|--|--|------------------|--|--|--|--|
| | | | | 国 | 県 | 地元 | |
| 担い手への農地の集積の推進 | 1 経営体育成基盤整備事業 (国) 農地整備事業【経営体育成型】 | (国)旧：一般型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加 ・認定農業者の一定割合以上の増加 等 | 県 | 50 55 | 27.5 27.5 | 22.5 17.5 | 中山間等地域 |
| | 2 緊急農地集積加速化整備事業 (国) 農地整備事業【経営体育成型】 | (国)旧：面的集積型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等 (国)旧：農業生産法人等育成型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農業生産法人の設立が確実であること ・農業生産法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ個別所得補償制度加入者となること ・農業生産法人等の経営等面積割合が30%以上になることが確実 等 | 県 | 50 55 | 27.5 27.5 | 22.5 17.5 | 中山間等地域 |
| 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進 | 1 かんがい排水事業 (1)かんがい排水事業(国営) (2)かんがい排水事業(県営) ア かんがい排水事業 (国) 水利施設整備事業 【基幹水利施設整備型】 イ 排水対策特別事業 (国) 水利施設整備事業 【排水対策特別型】 | 3,000ha以上(末端500ha以上) 200ha以上(末端100ha以上) 畑地では100ha以上(末端20ha以上) 20ha以上(末端5ha以上) | 国 県 | 2/3 50 50 50 | 17.0 25 42.5 25 | 16.33 25 7.5 25 | ガイドライン(一般型) ガイドライン 指久保ダム H23継続地区(用水) H23継続地区(排水) ガイドライン |
| | 2 畑地帯総合整備事業 (1)担い手支援型 (国) 農地整備事業 【畑地帯担い手支援型】 (2)民生安定施設設置助成事業 | 30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合 等 防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合 その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合 | 県 | 50 50 | 25 30 | 25 20 | ガイドライン H23継続地区 |
| | 3 基盤整備促進事業 (国) 農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金 | 5ha以上 農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理 | 市町村 改良区等 | 50 (55) <50> <(55)> [50] [[55]] | 10 (10) <15> <(15)> [18] [[18]] | 40 (35) <35> <(30)> [32] [[27]] | ()は5法指定 <>はH21採択まで []はH14採択まで [[]]はH14採択まで |
| | 4 広域営農団地農道整備事業 | 1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上 (離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上) | 県 | 50 (39.95) | 36.0 (38.3) | 14.0 (11.7) [10.05] | ()はH21採択まで []はH18採択まで |
| | 5 一般農道整備事業 経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型) (国) 農地整備事業【通作条件整備】 | 50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上] | 県 | 50 50 | 25 50 | 25 0 | 一般 山村、過疎、半島 |
| | 6 基幹農道整備事業 経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型) (国) 農地整備事業【通作条件整備】 | 50ha以上(振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上) 車道幅員4.0m以上(離島、振興山村、半島地域については3.0m以上) 1億円以上 | 県 | 50 | 37.0 (39.5) [42] | 13.0 (10.5) [8] | ()はH21採択まで []はH18採択まで |
| | 7 農道保全対策事業 (国) 農地整備事業【通作条件整備】 | 50ha以上、3,000万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること | 県 | 50 50 50 | 37.0 (38.3) 37.0 [39.5] 25 | 13.0 (11.7) 13.0 [10.5] 25 | 広域 基幹 一般 []はH21採択まで |
| | 8 ふるさと農道緊急整備事業 (1)県営事業 (2)団体営事業 | 10ha以上、全幅員4m以上(合併事業型を除く) 1億円以上 10ha以上、全幅員4m以上(合併事業型を除く) | 県 市町村 改良区等 | 0 0 | 75 0 | 25 100 | (起債) (起債) |
| | 9 戦略作物生産拡大関連基盤 緊急整備事業 | 受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 ・戦略作物又は地域の主要な作物の作付計画の策定 | 県 | 50 55 | 25 25 | 25 20 | (H23単年度事業) 中山間等地域 |

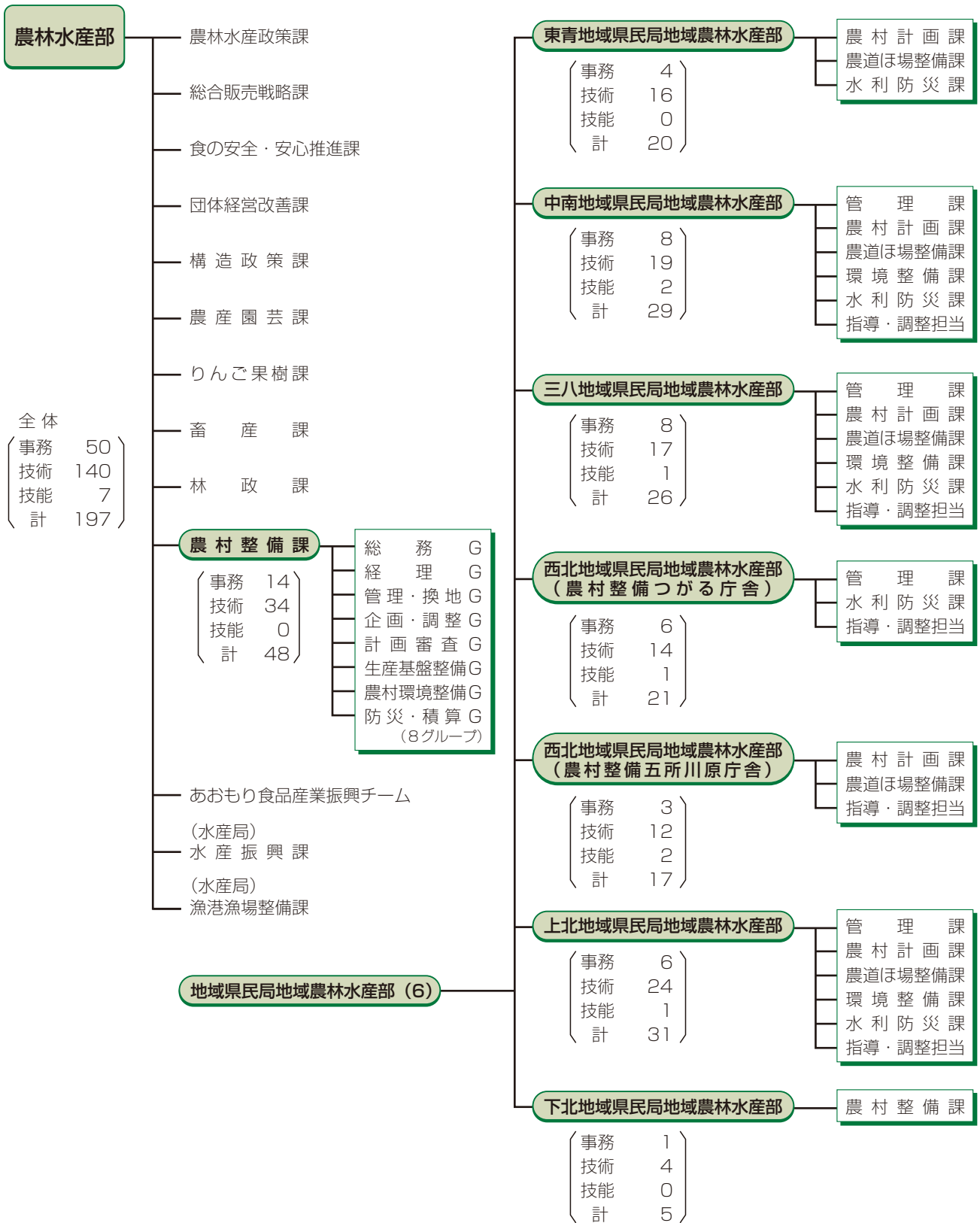
| 展開方向 | 事業名 | 採択基準 | 事業主体 | 負担区分 | | | 摘要 | |
|---------------------------------------|---|--|--|-------------------------|------------------|----------------------------|--|-------------------------------|
| | | | | 国 | 県 | 地元 | | |
| 農業水利施設のストックマネジメントの推進 食料安定供給の確保 | 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (国) 水利施設整備事業 【基幹水利施設保全型】 (1)H19年度採択まで | 国・県営土地改良事業で造成された基幹的施設の緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事で総事業費1億2,000万以上 | 県 | 50 50 45 | 25 35 27.5 | 25 15 27.5 | 用水 排水 末端100ha未満 | |
| | (2)機能診断 | 県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等 | 県 | 50 | 50 | — | | |
| | (3)対策工事 | 受益面積100ha以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事 | 県 | 50 | 25 | 25 | ガイドライン | |
| | 2 広域農業用水適正管理対策事業 | 国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの | 県 | 2/3 | 25 | 8.33 | 国庫の率は、従前の国営土地改良事業と同率 | |
| | 3 基幹水利施設管理事業 | 農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設(水田1,000ha、畑300ha以上) | 県 | 30 | 40 | 30 | | |
| | 4 基幹施設管理体制整備事業 (国) 国営造成施設管理体制整備促進事業 | (管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する土地改良区(連含む) | 県 | 計画・推進 50 支援 50 | 25 | (市町村) 25 (市町村) 25 | | |
| | 5 維持管理適正化事業 (国) 土地改良施設維持管理適正化事業 (1)土地改良施設維持管理適正化事業 (2)施設改善特別対策事業 | 水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設200万円以上 施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区200万円以上 | 市町村 改良区等 | 30 | 30 | 40 | | |
| | 6 基幹水利施設管理技術者育成対策事業 (国) 基幹水利施設保全管理対策 | 国営土地改良事業で造成された施設で、農村振興局長が定める基準に合致するもの | 県 | 30 | 15 | 55 | | |
| | 元来の国土の多面的機能の発揮 農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村づくりの推進 | 1 たため池等整備事業 (国) 農地防災事業 【たため池等整備事業】 (1)一般 ア たため池整備 | 大規模 100ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 70ha以上、3,000万円以上) 小規模 10ha以上、800万円以上 (中山間地域 5ha以上、800万円以上) | 県 | 55 (50) | 28 (25) | 17 (25) | 本負担率は市町村ルートの場合()は利活用保全施設整備事業 |
| | | イ 用排水施設整備 | 大規模 400ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 200ha以上、3,000万円以上) 小規模 20ha以上、800万円以上 (土砂崩壊事業の場合は、5ha以上、800万円以上) | 県 | 55 50 | 28 33 | 17 17 | 本負担率は市町村ルートの場合()は利活用保全施設整備事業 |
| | | (2)農業用河川工作物応急対策事業 | 大規模 1億円以上 小規模 5,000万円以上 | 県 | 55 50 | 37 42 | 8 8 | |
| | | 2 湛水防除事業 | 小規模 30ha以上、5,000万円以上 | 県 | 50 [50] | 37 [39] | 13 [11] | []はH19採択まで |
| 3 地すべり対策事業 | | 5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域 | 県 | 50 | 50 | 0 | | |
| 4 水質保全対策事業(一般型) | | 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上 | 県 | 50 | 34 | 16 | | |
| 5 特定農業用管路等特別対策事業 | | 対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上 | 県 | 50 | 35 | 15 | | |
| 6 海岸保全施設整備事業 | | 海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上 | 県 | 1/2 | 1/2 | 0 | | |
| 7 海岸環境整備事業 | | 8,000万円以上 | 県 | 1/3 | 2/3 | 0 | | |
| 8 団体営農業集落排水事業 (国) 農業集落排水事業 | | 20戸以上(処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他)で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項 | 市町村 改良区等 | 50 | 0 | 50 | 施設更新または汚水処理施設整備交付金による新設整備の場合は補助事業で採択農業集落排水促進事業(県庫)※1による補助あり | |
| 9 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業 (国) 農業集落排水事業 | | 既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の施設を対象とするものであること | 市町村 | 定額 | 0 | 未定 | 機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最速整備構想の策定に係る交付金は一市町村当たり500万円をそれぞれ上限とする | |
| 10 集落基盤整備事業 | | 農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うもの 総事業費が2億円以上であること | 県 | 50 | 25 | 25 | | |
| 11 中山間地域総合整備事業 | 条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の整備を総合的に行うもの 生産基盤2工種以上、60ha以上 | 県 | 55 55 | 30.0 27.5 | 15.0 17.5 | 下物 上物 | | |
| 12 農業水利施設魚道整備促進事業 (国) 地域用水環境整備事業 | 事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれらの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること 総事業費が5,000万円以上であること | 県 | 50 | 50 | 0 | | | |

| 展開方向 | 事業名 | 採択基準 | 事業主体 | 負担区分 | | | 摘要 | |
|--|--|--|--|--|----------------|--------|-----------------------|-------|
| | | | | 国 | 県 | 地元 | | |
| 11 持続可能な社会の実現 12 持続可能な社会の実現 13 持続可能な社会の実現 14 持続可能な社会の実現 15 持続可能な社会の実現 16 持続可能な社会の実現 | 農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村づくりの推進 | 13 環境公共推進モデル事業 (国) 生物多様性対応基盤整備促進 パイロット事業 | 保全指標種(鳥類、両生類、魚類、昆虫類の指定された37種の他、農村振興局長が特に必要と認めた種)が生息していること 生産基盤整備事業の受益面積が概ね10ha以上であること 生物多様性確保整備構想が作成されていること 生物多様性の確保のために必要な活動を実施する体制の確保が見込まれること | 県 | 50 | 25 | 25 | |
| | | 14 災害復旧事業 (1) 県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業 ^{*2} 農業用施設災害復旧事業 ^{*2} | 24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術を必要とするもの | 県 | 施設65 | 未定 | 未定 | |
| | | イ 海岸保全施設等災害復旧事業 | 暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上 | 県 | 2/3 | 1/3 | 0 | |
| | | ウ 地すべり防止施設災害復旧事業 | 地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上 | 県 | 2/3 | 1/3 | 0 | |
| | | (2) 団体営災害復旧事業 ア 農地・農業用施設災害復旧事業 | 24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上 | 市町村 改良区等 | 農地 50 施設 65 | 0 0 | 50 35 | 基本補助率 |
| | | 15 災害関連事業(県営) | 原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの | 県 | 施設 50 | 25 | 25 | |
| | | 16 災害関連事業(団体営) | 原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの | 市町村 改良区等 | 施設 50 | 0 | 50 | |
| | 効果促進事業 (国) 農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金 | 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの 農山漁村地域自主戦略計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの | 県 市町村等 | 基幹事業の負担割合に準じる (ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する) | | | 事業費の限度額は、全体事業費の20/100 | |

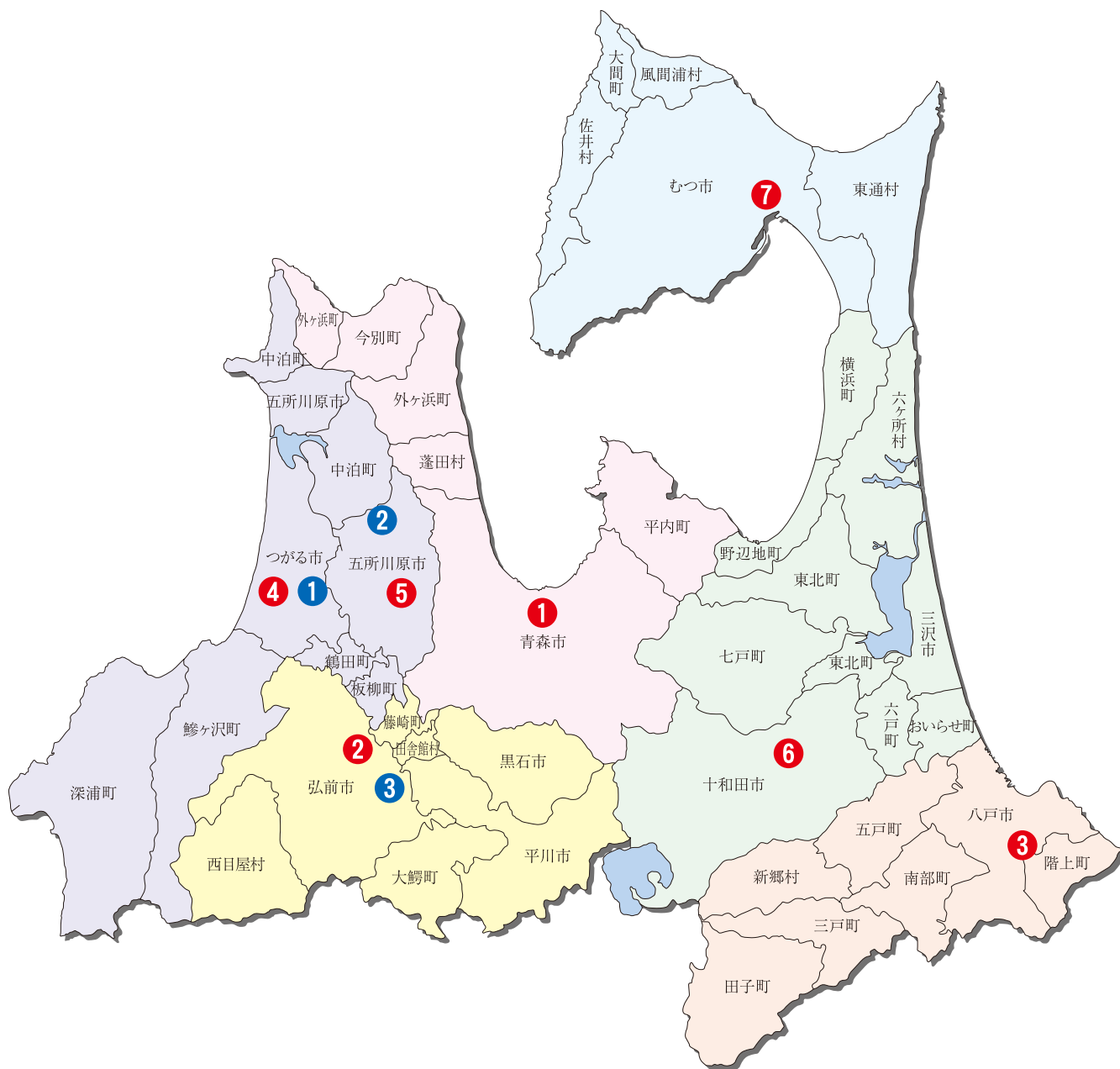
*1 年度事業費の5.5% (H17まで採択地区)、4.5% (H18以降採択地区)、3.5% (H23以降採択地区) を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

*2 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率

9 機構図



関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽農業水利事務所**
〒038-3136 つがる市木造萩野18-7
TEL 0173-42-7211 FAX 0173-42-1855
- ② 小田川農業水利事業建設所**
〒037-0202 五所川原市金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ③ 北奥羽土地改良調査管理事務所**
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒030-0801 青森市新町2-4-30
TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2
TEL 0172-33-6051 FAX 0172-33-6976
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）**
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）**
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-8581 FAX 0175-22-3212
(内線246、247)



地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-722-1111(代表)(内3345~3348)
017-734-9545(直通)
FAX 017-734-8149
(問い合わせ先:企画・調整グループ)

【農村整備課ホームページ】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>



この印刷物は1,400部作成し、印刷経費は1部当たり67円です。